資料１

平成２２年度の介護保険料率について（案）

各年度の介護保険料率については、次の算式により得た率を基準として、協会が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険２号被保険者の総報酬額の総額の見込額}}$$

《現行の介護保険料率》

１．３４％

《平成２２年３月～》

１．４７％

※疾病任意継続被保険者にあっては、平成２２年４月～

（参　考）

- 介護保険納付金の額は 32.3 億円、総報酬額は 2,168.3 億円として算定しており、これに過年度保険料の収納見込額（0.4 億円）、平成 21 年度末に見込まれる不足分（0.3 億円）を勘案して、1.47%と設定。
- 平成 20 年度において介護分の積立金が 0.1 億円となっており、平成 21 年度として 0.4 億円の赤字が見込まれることから、平成 21 年度末に見込まれる不足分は 0.3 億円としている。
- 総報酬額は収納率（98.59%）を勘案。

【介護保険料率の算定式】

(1) $\dfrac{\text{3,179,886 千円（介護納付金）}}{\text{216,828,550 千円（総報酬額）}}$ ＝ １．４６７％

(2) ▲33,841 千円（21 年度末不足額） ÷ 216,828,550 千円（総報酬額） ＝ ０．０１６％

(3) 過年度の未納保険料を平成２２年度中に収納することによる減 ＝▲０．０１８％

(1)＋(2)＋(3) １．４７％

（参　考）

【一般保険料率の算定の考え方】

平成２２年３月からの一般保険料率については、平成２２年１月から平成２３年３月までの１５ヶ月間の財政収支を見通した保険料率を算定し、その後の変動要因について検証を行って必要があれば保険料率の見直しを行うこととしたところ。

今般、次の変動要因について検証した結果、特に保険料率の変更は必要ないものと見込んでいる。

・診療報酬改定（＋０．１９％）
・後期高齢者支援金に係る負担方法の変更（被用者保険に係る支援金の１／３の額を総報酬割及びこれに伴う国庫補助の見直し）